

稲沢市部活動地域移行検討委員会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市部活動地域移行検討委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、委員長が特に認めるときは、会議に諮って公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了するものとする。定員は会場の状況に応じて定め、HP等で事前に公表するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録の作成、公表)

第4条 会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とし、公表する。

2 会議の議事録は、委員長の承認を得て確定する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。